

第1回朝日村行政改革推進委員会 会議次第

日時：6月2日午後2時

会場：大会議室

1 開 会

2 委 嘱

委員席に配布

3 村長あいさつ

4 自己紹介

5 会長・職務代理選出

会 長 北村 直樹氏 村議会議長

職務代理 上條 良久氏 区長会長

6 諮 問

別紙諮問書のとおり

7 朝日村行政改革大綱の概要について

別添資料のとおり

8 協議事項

(1) 令和3年度朝日村行政改革大綱の取組について

別添アクションプランのとおり

(2) その他

9 閉 会

朝日村行政改革推進委員会 名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	増原 宏明	信州大学経法学部教授	有識者
2	田中 速人	(一社)塩尻市森林公社理事長	有識者
3	北村 直樹	議長	村議会
4	上條 良久	区長代表	区長
5	北原 美鈴	民生児童委員会副会長	
6	上條 兼一	会長	社会福祉協議会
7	小林 洋子		農業委員会
8	上條 典泰	朝日地区担当理事	松本ハイランド農協
9	上石 保之	会長	商工会長
10	清澤 正文	公民館長	公民館

朝日村行政改革推進本部 名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	小林 弘幸	村長	本部長
2	小池 貴浩	副村長	副本部長
3	百瀬 司郎	教育長	部員
4	塩原 康視	総務課長	部員
5	上條 晴彦	企画財政課長	部員
6	上條 浩充	住民福祉課長	部員
7	大池 守	建設環境課長	部員
8	清沢 光寿	産業振興課長	部員
9	上條 靖尚	教育政策課長	部員
10	塚原 えつ子	あさひ保育園長	部員

朝日村行政改革幹事会 名簿

	氏 名	所属課	役職	備考
1	塩原 康視	総務課	課 長	幹事長
2	中村 高志	総務課	総務課課長補佐兼総務人事係長	幹事
3	大竹 享一	企画財政課	課長補佐兼企画係長	幹事
4	坂口 功	住民福祉課	課長補佐兼健康づくり係長	幹事
5	小林 秀樹	建設環境課	課長補佐兼建設農地係長	幹事
6	清沢 さおり	産業振興課	課長補佐兼商工観光係長	幹事
7	上條 まゆみ	教育政策課	課長補佐兼総務学校教育係長	幹事

事務局

	氏 名	役 職 名
1	塩原 康視	総務課長
2	中村 高志	総務課課長補佐兼総務人事係長
3	深澤 宏恵	総務課総務人事係主事
4	山田 知輝	総務課総務人事係主事

行政改革の基本理念

未来に向けた官民の自己改革

現代と未来の村民の幸せや生活の安定・充足に向けて
学び考え・選び・行動する



朝日村は平成の大合併の際に「自立」を選択し、小さくても自らの力で村というコミュニティを持続させる道を選びました。

持続していくためには、役場の職員だけでなく、村民のみなさんと力を合わせていくことが重要になってきます。

現代の視点だけでなく、将来の子ども・孫世代などの未来の住民の視点を持ち、現代のみならず未来においても、暮らしのなかで「幸せ」や「生活の安定・充足」を感じられる村をつくっていくことは、今を生きる私たちの大切な役割です。

村役場も村民のみなさんもこれまでの慣習や前例にとらわれず、新しい考え方、行動様式に切り替え、新しい手法を取入れることにより、必要性を見極めて効率的・効果的に行政を運営し、協働のむらづくりを進めていくという想いを込めて、上記の基本理念を定めました。

行政改革の基本方針

行政改革の基本方針は、次の2点です。

方針1 | 行政の「運営」から「経営」へ

決まりから外れないように統制しながら、仕組の中で成果を上げる「行政管理」の手法から、成果を上げ続けられる仕組を構築し、持続的な組織の存続をめざす「行政経営」へと転換します。

行政の運営を「管理」ではなく「経営」と考え、民間企業等との人事交流などを行うことで、民間の優れた経営手法や新技術等を積極的に取入れ、組織のパフォーマンスの最大化をめざします。



方針2 | 多様な担い手による「協働のむらづくり」の活発化



「むらづくりは役場の仕事」という固定観念を役場職員自身、村民のみなさん自身がなくし、ともに暮らしを守る「運命共同体・パートナー」であるという認識を共有します。

共通目的のもとで、特性や強みの異なる者同士が連携し、単独ではできなかった公益性のある価値の創造や課題の解決を行う協働を増加させます。

この方向転換により、少ない行政資源でも質の高いサービスの提供をめざし、暮らしの満足度や地域への愛着の向上を実現します。

大綱の構成

基本目標	施策	取組
目標1 質の高い行政 組織の構築	1-1 定員管理の適正化	○定員適正化計画の策定
		○戦略的な人材配置
	1-2 職員の資質向上	○人事評価制度の運用と改善
		○人材育成基本方針の見直し・職員研修計画の策定
		○民間企業・地方自治体等との人事交流や研修の実施
	1-3 組織改革の推進	○係制（チーム制）の定着化
		○「ミドルアップダウン」型組織の実現
	1-4 働き方改革の推進	○庁内での情報共有・情報交換の促進
○テレワークシステムの推進		
目標2 村民の福祉向上 に向けた業務の 改善	2-1 業務効率化の徹底	○事務事業の見直し
		○役割分担の見直し
		○デジタル技術の導入
		○データに基づいた政策の立案と評価
		○業務プロセスの効率化
		○松本広域圏での自治体間連携の強化
	2-2 村内施設の有効 活用	○公共施設等の評価基準の明確化・指定管理制度の評価 の仕組づくり
		○活用する施設の活性化
目標3 財政基盤の強化	3-1 持続可能な財政 運営の強化	○メリハリのある財源配分
		○歳出の節減・合理化
		○収納率の維持・向上
		○多様な財源の確保
		○財政指標の目標設定と管理
	3-2 公共施設等の 効率化	○インフラの管理・更新
		○不用資産の処分
	3-3 移住促進・仕事 づくりの強化	○移住を促進する体制づくり
○暮らしやすい環境整備（住まい・公共交通・子育て等）		
○仕事の確保		
目標4 協働のむらづく りの推進	4-1 住民の参画・協働 を促す情報発信・ 情報提供	○メディアを使った情報発信
		○村の将来の行財政状況の共有
	4-2 協働のむらづく りのための場づくり	○住民参画の場の提供
		○様々な連携・役割分担のための会議の実施支援
	4-3 多様な主体の協働 の推進	○協働の啓発と理解促進
		○区・地区との協働の推進
		○ボランティア活動の活性化
		○企業・大学等との協働の推進
		○様々な団体間の協働の推進

朝日村行政改革推進

行政改革を着実に推進するため、「朝日村行政改革推進本部」「朝日村行政改革幹事会」において進捗管理、中間評価を実施。

さらに、民間有識者等を含めた組織「朝日村行政改革推進委員会」へ、取組状況の報告を行い、意見を行政改革に反映。

進捗状況については、広報や村公式ホームページにより村民へ情報提供を行う。

1. 朝日村行政改革推進本部

本部長：村長 本部員：各課長

進捗管理を行い、毎年度の実施状況の確認及び中間評価を実施し、取組の実効性を確保。

2. 朝日村行政改革幹事会

幹事長：総務課長 幹事：各主幹課等の係長級職員

行政改革・事務改善を推進するための調査研究組織。

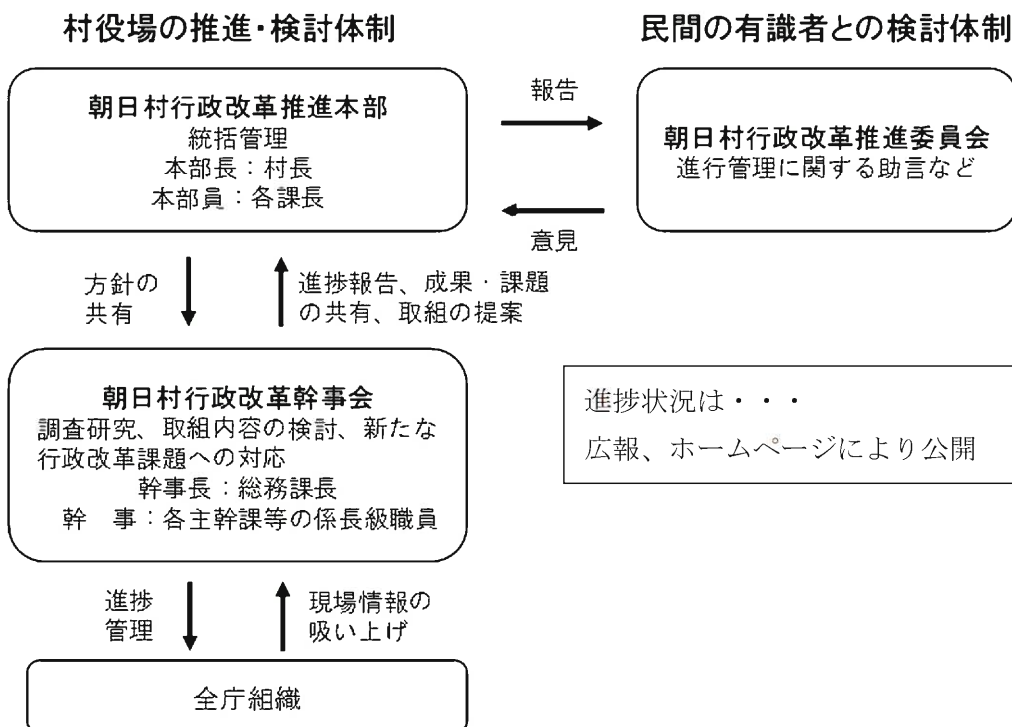
取組内容の検討や調査研究、新たな行政改革に係る課題へ対応。

3. 朝日村行政改革推進委員会

委員：民間の有識者等

取組状況の報告を行うとともに、様々な意見をいただき、行政改革に反映。

推進体制



		1 Q			2 Q			3 Q			4 Q		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政改革推進										開始: 予算編成		確定: 予算編成(次年度)	
		係打ち合わせ(年間計画)(4/22)						係打ち合わせ(中間評価・次年度計画)(9月下旬)			係打ち合わせ(年度結果報告)(1月下旬)		
幹事会		第1回幹事会(年間計画)(5/11.10:00)						第2回幹事会(中間評価・次年度計画)(10月上旬)			第3回幹事会(年度結果報告)(2月上旬)		
理事者協議		理事者協議(年間計画)(4/23.08:30)						理事者協議(中間評価・次年度計画)(10月中旬)			理事者協議(年度結果報告)(2月中旬)		
行革推進本部		第1回行革推進本部(年間計画)(5/25.14:00)						第2回行革推進本部(中間評価・次年度計画)(10月下旬)			第3回行革推進本部(年度結果報告)(2月下旬)		
行革推進委員会		第1回行革推進委員会(年間計画)(6/2.14:00)						第2回行革推進委員会(中間評価・次年度計画)(11月上旬)			第3回行革推進委員会(年度結果報告)(3月上旬)		
議会		議会全協: 説明(年間計画)(6/18)						議会全協: 説明(中間評価・次年度計画)(11/17)			議会全協: 説明(年度結果報告)(3/18)		

朝日村行政改革推進委員会設置条例

昭和60年3月26日条例第11号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進するため朝日村行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じて朝日村の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は10人以内をもって組織する。

2 委員は、村政について優れた識見を有する者のうちから村長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

平成7年5月31日要綱第3号
改正 平成19年3月20日告示第33号

朝日村行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、朝日村行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。

(2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、村長をもって充て、副本部長は、副村長をもって充てる。

3 本部員は、各課長及び教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。